

市職員の給与および人事について

平成26年4月1日現在、945名の職員が市民生活に密接に関わる仕事に携わっています。市の職員の給与と職員定数、人事運営は市議会の議決により定められた条例やそれに基づく規則などによって規定されています。以下のとおり市民の皆さんにその状況を公表します。

他団体の状況を含めた詳細は年度末に市ホームページに掲載します。

給与・定数管理など



1 総括

(1) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(25年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
141,584人	59,809,280千円	2,413,835千円	8,999,950千円	15.0%	16.6%

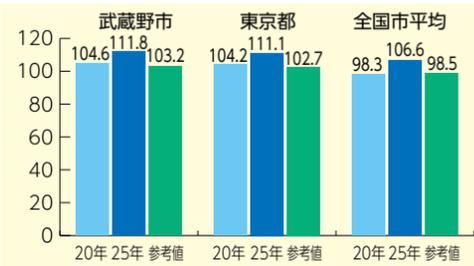
(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費(社会保険料事業主負担分)や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
730人(49)	2,906,433千円	1,134,646千円	1,175,878千円	5,216,957千円	7,147千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。 2. 職員数は、平成25年4月1日現在の人数(事業団派遣職員および公営企業等会計職員を除く)です。 3. ()内は再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 2. 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数111.8 この指数は、国における給与構造の見直し(段階実施)を加味した比較のため、平成25年4月1日現在における武蔵野市の地域手当支給率と国基準の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給など

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
武蔵野市	40.8歳	327,000円	463,558円	401,639円
東京都	41.8歳	325,565円	456,418円	—
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	
武蔵野市	51.8歳	26人	358,300円	450,362円	423,192円	—	—	—
うち清掃職員	50.7歳	3人	362,700円	454,900円	426,733円	廃棄物処理業従事員	44.6歳	290,600円
東京都	47.9歳	—	300,336円	402,439円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—

【参考】年収ベース(試算値)の比較

区分	武蔵野市(C)	民間(D)	C/D
清掃職員	7,259,500円	3,980,600円	1.82

(注) 1. 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。 3. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成22~24年の3カ年平均)を使用しており、比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。また年収ベースのデータは試算値です。 4. 平均年齢などの要因により、民間との年収に違いがあります。

(2) 職員の初任給

区分	武蔵野市	東京都	国
一般行政職	大学卒	182,300円	I種 181,200円
			II種 172,200円
	高校卒	146,300円	142,700円

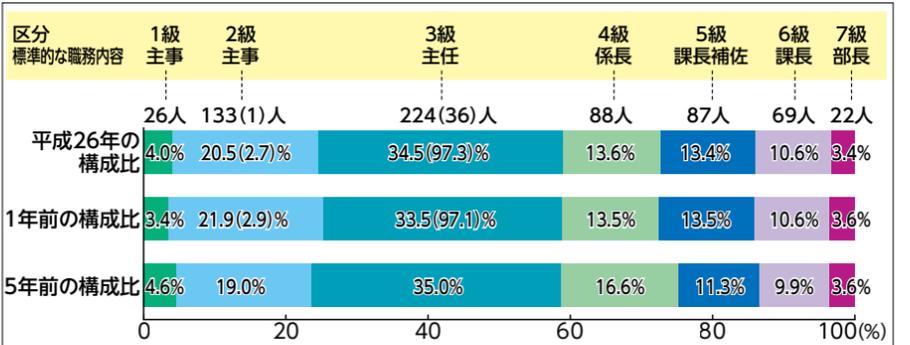
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	282,992円	332,871円	374,980円
	高校卒	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—

(注) 記載のない箇所は当該階層職員がいない、もしくは3人以下。

3 一般行政職の級別職員数など

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1. 武蔵野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務 3. ()内は再任用短時間勤務職員数であり、職員数には含まれない数 4. 4級係長の人数には再任用フルタイム勤務職員1人を含む 5. 平成22年4月1日に、1・2級を統合し、8級制から7級制に改正 6. 5年前の構成は1・2級を統合し7級制で表示

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定の実施状況	地方公務員法第40条および「武蔵野市職員の人事評価に関する規程」に基づき、毎年2月1日を評価基準日として一般職の職員について実施
昇給への勤務成績の反映状況	昇給対象者へ勤務成績の反映を実施(平成22年7月1日より反映)

4 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当(平成25年度実績)

	武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額	1,539千円	—	—
支給割合	期末手当	2.58(1.43)月分	2.60(1.45)月分
	勤勉手当	1.35(0.65)月分	1.35(0.65)月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職務加算5~20%	職務段階別加算3~20% 管理職加算15~25%	役職加算5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

管理職員へ人事評価結果の反映を実施している(平成22年6月期より反映)
管理職員の勤勉手当基礎額から扶養手当を除外(平成23年度以降)
一般職員へ人事評価結果の反映は実施していない(休職などの勤務実績のみ反映)

(2) 退職手当

支給率	武蔵野市		国	
	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	24.00月分	26.10月分	21.62月分	27.025月分
	32.40月分	36.10月分	30.82月分	36.57月分
	48.50月分	49.76月分	43.70月分	52.44月分
	49.76月分	49.76月分	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%)		定年前早期退職特例措置(2%~45%)	
退職時特別昇給	公務上死傷病・勲奨退職の場合、4号給			
1人当たり平均支給額	14,548千円	21,556千円	—	—

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額
2. 国家公務員欄の支給率は、経過措置期間中(平成26年度)のもの

(3) 地域手当

支給実績(25年度決算)	498,177千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	522,744円
支給率	15%

(4) 特殊勤務手当

支給実績(25年度決算)	296千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	18,912円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	1.0%
手当の種類(手当数)	4

(5) 超過勤務手当

支給実績	25年度決算	24年度決算
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	462,402千円	454,827千円
職員1人当たり平均支給年額	615千円	576千円

(6) その他の手当

手当名	25年度決算		内容および支給単価	国の制度
	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額		
扶養手当	80,143千円	261,904円	配偶者15,000円/欠配第1子15,000円/その他9,900円 ※16歳から22歳の子に対する手当加算額4,500円	配偶者13,000円/欠配第1子11,000円/扶養親族6,500円 ※16歳から22歳の子に対する手当加算額5,000円
住居手当	12,071千円	170,012円	世帯主またはこれに準ずる者で下記条件をすべて満たすものに15,000円を支給・当該年度末35歳未満のもの・自ら居住するために住宅を借り受け、家賃などを負担するもの	賃貸住宅支給限度額27,000円
通勤手当	93,699千円	123,777円	交通機関利用者 運賃相当額(鉄道利用については6カ月定期代金を一括支給) 交通用具利用者は通勤距離に応じて支給(市については自転車は定額)	交通機関利用者 運賃相当額(鉄道利用については6カ月定期代金を一括支給) 1カ月当たりの限度額55,000円
管理職手当	85,369千円	1,053,933円	部長級102,800円/参事級93,500円/課長級84,000円/副参事級75,100円	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給
休日勤務手当	—	—	1時間につき135/100を支給 (注) 休日勤務手当の支給額は超過勤務手当を含む	

5 特別職の報酬など

区分	給料・報酬 月額等	期末手当	退職手当		
			算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	給料 1,030,000円		給料月額×勤続年数×400/100	16,480,000円	退職時
副市長	給料 865,000円	3.95月分	給料月額×勤続年数×300/100	10,380,000円	
議長	議員報酬 670,000円	(25年度)			
副議長	議員報酬 600,000円	支給割合)			
議員	議員報酬 550,000円				

(注) 1.特別職の報酬などの支給額は、一般職に適用されている地域手当、扶養手当などは加算されません。
 2.退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3.平成25年度に支給した市長の退職手当の支給率は130/100です。

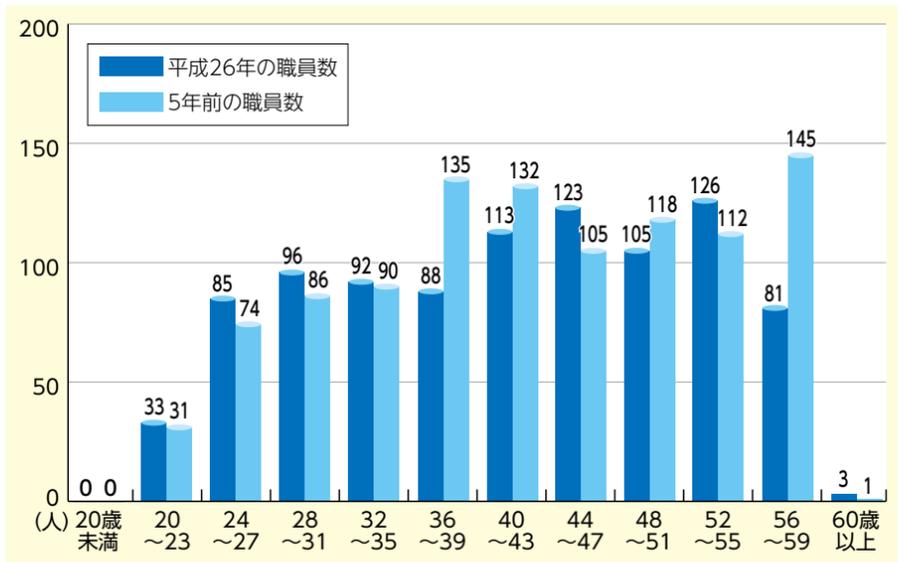
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		25年	26年		
普通会計部門	議会	10	10	0	
	総務企画	223	221	△2	増: 社会保障・税番号制度への対応による 減: 事務の見直しによる
	税務	59	61	2	増: 市税徴収体制への集中的強化による
	民生	247	255	8	増: 臨時福祉給付金事務への対応による 減: 保育所の法人への委託による
	衛生	73	73	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	3	3	0	
	商工	9	8	△1	減: 一時的増員の解消
	土木	117	119	2	増: 一時的増員
	小計	742	751	9	【参考】人口1万人当たり職員数53.04人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数47.15人)
教育部門	120	109	△11	減: 給食業務の法人への委託化による	
小計	862	860	△2	【参考】人口1万人当たり職員数60.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数64.28人)	
公営企業等	水道	27	25	△2	減: 水道施設的设计・監理業務等の委託による
	下水道	13	13	0	
	その他	49	47	△2	減: 一時的増員の解消
	小計	89	85	△4	
合計	951	945	△6	【参考】人口1万人当たり職員数66.74人	

(注) 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団への派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員などを除いています。

(2) 年齢別職員構成



(3) 部門別職員数の推移(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
一般行政	職員数	777	766	753	742	751
	増減	△8	△11	△13	△11	9
教育	職員数	138	125	119	120	109
	増減	△5	△13	△6	1	△11
公営企業等会計	職員数	99	93	91	89	85
	増減	△2	△6	△2	△2	△4
計	職員数	1,014	984	963	951	945
	増減	△15	△30	△21	△12	△6

【参考】第6次職員定数適正化計画

市では、平成7年度からの職員定数適正化計画で107人、平成12年度からの新職員定数適正化計画で145人、平成16年度からの第3次計画で101人、平成19年度からの第4次計画では100人および平成22年度からの第5次職員定数適正化計画では180人の職員の定数を削減してきました。平成25年度から4力年の第6次職員定数適正化計画では49人の職員数純減を目指します。

人事行政の運営状況

 ◎実績はすべて平成25年度

1 職員の任免

●新規採用

職種	平成25年度
一般事務	20人
一般技術	4人
保健師	0人
栄養士	0人
保育士	0人

●退職者数

職種	平成25年度
定年(定年年齢60歳)	24人
勲奨(早期退職制度によるもの)	2人
普通(自己都合などによるもの)	13人
計	39人

●昇任試験

昇任区分	受験者数	合格者数	
			課長職
係長職	一般事務: 21人 / 18人	一般技術: 5人 / 2人	その他技術: 6人 / 5人
	主任職	一般事務: 40人 / 23人	一般技術: 18人 / 13人

●降任

健康上の理由や家族の事情などにより、その職責を果たすことが困難な場合、本人の希望により降任させることがあります。平成25年度の実績はありません。

*A:係長および課長補佐の職員
B:一定年齢以上の課長補佐の職員

2 研修と人事評価

●研修

人材育成基本方針に基づき、「職員研修計画」を毎年策定し、職層別研修、専門研修、職場研修、派遣研修、自己啓発支援などを含め、職員の能力と資質および意欲の向上を図るため計画的な人材育成を進めています。

研修区分	受講者数(延べ人数)	内容
市主催基本研修	327人	職員を育成するために職員研修計画に掲げて市が独自に企画・実施する研修
市主催特別研修	1,107人	
派遣研修	498人	東京都市町村職員研修所などへの派遣研修
実務・自主研修	309人	業務上必要な知識の習得を図る研修および自己啓発支援

●人事評価

年1回、職員の人事評価を行い、効率的・効果的な行政運営と、職員の能力開発・育成をはかっています。評価基準日は毎年2月1日です。

職区分	評価の要素
管理職	①実績評価 ②能力評価
一般職	①実績評価 ②能力評価 ③情意評価

3 職員の福祉と利益の保護

●福祉(武蔵野市職員共済会)

地方公務員法第42条の規定に基づき職員共済会を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。これらの事業は職員の会費と市の交付金で運営しています。

職員共済会の運営状況	会費	交付金	公費率	会員数
	18,054千円	7,432千円	29.1%	1,045人

●利益の保護(公務災害など)

公務や通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合には、一定の補償が行われます。

災害内容	件数
公務災害	8件
通勤災害	1件

〈定期健康診断〉

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。

区分	定期健康診断
定期健康診断	847人
胃検診	44人
VDT検診	618人

〈公平委員会〉

職員の勤務条件に関する措置の要求や、職員に対する不利益処分についての不服申立てを審査し、必要な措置を講ずるために設置しています。

区分	出訴件数	未処理件数	処理件数
措置要求	1件	1件	0件
不服申立て	0件	0件	0件

4 勤務時間その他の勤務条件

種類	日数・期間
年次有給休暇	20日(前年繰越分を含め最大40日)
病欠休暇	必要最小限度(引き続く90日以内)
公民権行使等休暇	必要と認められる期間
妊娠出産休暇	産前7週、産後9週
母子保健健診休暇	妊娠中および出産後の一定期間
妊婦通勤時間	60分
育児時間	90分
出産支援休暇	2日
子の看護のための休暇	5日(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)
短期の介護休暇	5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は10日)
生理休暇	引き続く2日以内
慶弔休暇	結婚:5日、忌引:関係により1~10日
災害休暇	必要と認められる期間
永年勤続休暇	20年勤続:3日、30年勤続:3日
骨髄液提供等休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日
夏季休暇	5日
介護休暇	14日以上180日以内
育児休業	3歳の誕生日の前日まで
休業部分休業	小学校就学の始期に達するまで

●勤務時間の状況

職員は原則として休憩時間を除く1日7時間45分(午前8時30分~午後5時15分)、週5日勤務です。休日は原則として、土・日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)です。土・日曜や夜間などに勤務する職場もあります。

●休暇・休業制度

年次有給休暇に加え、職員の負傷・疾病の療養のための病欠休暇、家族などを介護するための介護休暇(無給)、子の養育のための育児休業(無給)などがあります。

5 分限と懲戒処分

分限処分は、公務能率の維持向上を図るために行います。一方、懲戒処分は、職員の服務義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。(注) ()内は対象となった職員数

	分限		懲戒	
	件数	人数	件数	人数
休職	45件	(19人)	戒告	1件(1人)
降任	0件	(0人)	減給	0件(0人)
免職	0件	(0人)	停職	0件(0人)
			免職	0件(0人)

6 服務

●休暇などの取得

年次有給休暇	平均取得日数	取得率
	12.1日	31.5%

病欠休暇取得者数 44人

●育児休業の利用

	育児休業	部分休業
男	3人(3)	3人(1)
女	35人(17)	23人(7)

(注) ()内は25年度に新たに取得した者の内数

この特集に関するお問い合わせは、人事課 ☎60-1810へ